

令和4年度 中央区一般会計6月補正予算計上額総括表

歳 入			
款	補正前の額	補正額	計
1 特 別 区 税	33,492,301		33,492,301
2 地 方 譲 与 税	401,000		401,000
3 利 子 割 交 付 金	72,000		72,000
4 配 当 割 交 付 金	458,000		458,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	511,000		511,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	8,878,000		8,878,000
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1		1
8 環 境 性 能 割 交 付 金	96,000		96,000
9 地 方 特 例 交 付 金	128,000		128,000
10 特 別 区 交 付 金	19,700,000		19,700,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	27,000		27,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	768,051		768,051
13 使 用 料 及 び 手 数 料	9,782,231		9,782,231
14 国 庫 支 出 金	20,216,217	1,227,211	21,443,428
15 都 支 出 金	9,730,844	32,630	9,763,474
16 財 産 収 入	1,259,866		1,259,866
17 寄 附 金	189,252		189,252
18 繰 入 金	8,745,595	552,027	9,297,622
19 繰 越 金	871,525		871,525
20 諸 収 入	4,359,480		4,359,480
21 特 別 区 債	5,132,000		5,132,000
合 計	124,818,363	1,811,868	126,630,231

歳 出			
款	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	633,893		633,893
2 企 画 費	3,331,913		3,331,913
3 総 務 費	6,414,760		6,414,760
4 区 民 費	11,348,816	4,945	11,353,761
5 福 祉 保 健 費	40,748,121	1,527,629	42,275,750
6 環 境 土 木 費	9,837,891	31,551	9,869,442
7 都 市 整 備 費	21,899,024		21,899,024
8 教 育 費	20,123,308	247,743	20,371,051
9 公 債 費	951,560		951,560
10 諸 支 出 金	9,379,077		9,379,077
11 予 備 費	150,000		150,000
合 計	124,818,363	1,811,868	126,630,231

繰越明許費

《追加》

款	項	事業名	金額
6 環境土木費	1 環境費	中央清掃工場余熱利用設備の整備	千円 70,000

債務負担行為

《追加》

事項	期間	限度額
郷土天文館跡を活用した施設の再編整備	令和5年度 ～令和6年度	千円 823,889
晴海西小学校（仮称）及び晴海西中学校（仮称）の整備	令和5年度	82,071

《変更》

事項	期間	限度額	
		補正前	補正後
晴海特別出張所（仮称）等複合施設の整備	令和5年度	千円 164,890	千円 189,332
晴海地域交流センター（仮称）の整備 及び晴海事業所の改修	令和5年度	74,293	80,574
中央清掃工場余熱利用設備の整備	令和5年度	117,147	117,862

1 東京湾大華火祭の再開に向けた基礎調査 4,945千円

平成27年度を最後に休止している「東京湾大華火祭」について、再開に向けた検討を進めるため、観覧会場や会場周辺の警備計画等の基礎調査を行う。

2 育ちの相談・サポート機能等の充実に向けた施設の再編整備 537,155千円
(債務負担行為限度額 823,889千円)

郷土天文館が本の森ちゅうおうへ移転することに伴い、跡スペースを活用し、子どもと子育て家庭に対する総合的な相談・支援体制や障害者・児等に対するサービス提供体制の強化など、育ちの相談・サポート機能等の充実を図るため、周辺の既存施設も含めた施設の再編整備を行う。

* 対象施設および主な整備内容

1) 中央区保健所等複合施設

- ・教育センター (5・6階) 4階から6階へ移転、相談室および適応教室等スペースの拡充
- ・子ども家庭支援センター (4階) 総合相談機能を勝どきから移転整備
- ・子ども発達支援センター (3階) 個別療育室の拡充
- ・福祉センター (2・5階) 生活介護(成人室)スペースの拡充(定員拡大)、就労継続支援B型(作業室)を他施設へ移転
- ・明石町保育園 (1階) 医療的ケア児専用保育室等の整備

2) 明石町住宅等複合施設(現 リサイクルハウスかざぐるま明石町)

2階および3階部分を福祉センター(就労継続支援B型)に転用(定員拡大)

3) 京華スクエア

3階および1階の一部をリサイクルハウスかざぐるまに転用

* スケジュール(予定)

令和3年11月～令和4年8月 基本設計・実施設計

令和4年12月～令和6年8月 工事 ※原則、休館を伴わない工事を想定

※各フロア工事完了後、順次供用を開始

3 感染症患者搬送費用の増額 30,000千円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染症患者の搬送件数が想定を上回って推移していることなどから、予算を増額する。

4 新型コロナウイルスワクチン接種（4回目接種）

710,046千円

新型コロナウイルスワクチン接種について、4回目接種の実施に要する経費を計上する。

- * 対象者
 - 3回目接種完了から5カ月以上経過した区民で、以下のいずれかに該当する方
 - ・60歳以上の方
 - ・18歳以上60歳未満で基礎疾患のある方および医師が重症化リスクが高いと判断した方
- * 接種場所
 - 集団接種 平日：聖路加臨床学術センター、京華スクエア
 - 土曜日：京華スクエア
 - 日曜日：第1日曜日 聖路加臨床学術センター
 - 第2日曜日 石川島記念病院
 - 第3日曜日 日本橋保健センター
 - 第4日曜日 月島社会教育会館晴海分館「アートはるみ」
 - 第5日曜日 日本橋保健センター
 - 個別接種 区内85医療機関
- * 本人負担
 - 無料（自己負担なし）

5 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

342,564千円

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々を支援することを目的として、令和4年度に新たに対象となった住民税非課税世帯等に臨時特別給付金を支給する。

- * 支給対象（次の1）、2）のいずれかに該当）
 - 1) 基準日（令和4年6月1日）において、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
 - 2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に家計が急変し、1)の世帯と同様の状態にあると認められる世帯
- ※令和3年度の住民税非課税世帯や家計急変により本給付金を既に受給している世帯は、対象外となる。
- * 支給額
 - 1世帯あたり10万円
- * 確認書送付時期
 - 令和4年6月下旬以降順次送付

コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援として、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対して支給する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の申請期限を延長する。

* 申請期限

令和4年8月31日（令和4年6月30日から2カ月延長）

《生活困窮者自立支援金の概要》

* 支給対象者（次の1)から4)の全てに該当）

1) 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

次のアからウのいずれかに該当すること

ア 総合支援資金の再貸付が終了または不決定

イ 緊急小口資金および総合支援資金（初回）の貸付がいずれも終了

ウ 自立支援金（初回）の受給期間が終了

2) 収入要件

申請者および申請者と同一世帯に属する者の申請月における収入額の合算が、次のアとイの合計額以下であること

ア 住民税均等割が非課税となる収入額の1/12

イ 生活保護の住宅扶助基準額

3) 資産要件

申請者および申請者と同一世帯に属する者の預貯金の合計額が、上記の収入要件アの6倍（上限100万円）以下であること

4) 就職活動等要件

次のア、イのいずれかに該当すること

ア 公共職業安定所、または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

イ 生活保護を申請し、申請にかかる処分が行われていないこと

* 支給額（月額）

単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円

* 支給期間

申請（支給決定）月から最大3カ月

7 子育て世帯生活支援特別給付金

(ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分)

125,000千円

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行うことを目的として子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

* 支給対象者

1) ひとり親世帯分

- ・令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- ・公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

2) ひとり親世帯以外分

アの養育要件のいずれかに該当し、かつ、イの所得要件のいずれかに該当する者

ア 養育要件

- ・令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者
- ・平成16年4月2日(障害児については平成14年4月2日)から令和5年2月28日までに出生した児童を養育する者

イ 所得要件

- ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、直近の収入が住民税均等割非課税となる水準に下がった者

* 支給額

対象児童1人あたり5万円

* 支給時期

- 1) ひとり親世帯分 令和4年6月下旬以降順次支給
 2) ひとり親世帯以外分 令和4年7月上旬以降順次支給

8 学校給食費の補助

16,315千円

令和4年度からの学校給食費の引き上げ相当額を全額補助することにより、保護者の負担軽減を図る。

* 補助額 学校給食費引き上げ額の2分の1としていた公費補助について、引き上げ額の全額を補助する。

		令和4年度引き上げ額	
当初予算時	令和3年度の保護者負担額	保護者負担 2分の1	公費補助 2分の1
補正後	令和3年度の保護者負担額	公費補助	

* 補助期間 令和4年度

9 インフレスライド条項等の適用に伴う工事費の増額

11,242千円

(債務負担行為限度額 113,509千円)

技能労働者の確保・育成のための労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するため、本年3月1日現在工期中かつ2カ月以上工期が残っている工事および本年3月1日以降に契約を締結する工事で、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、インフレスライド条項等を適用し、工事費を増額する。

※ インフレスライド条項

工期内にインフレーションその他の予期することができない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ契約金額が著しく不相当となったときは、発注者と受注者とが協議して契約金額を変更するものとする。

1) 本の森ちゅうおうの整備		11,242千円
2) 晴海特別出張所(仮称)等複合施設の整備	(債務負担行為限度額	24,442千円)
3) 晴海地域交流センター(仮称)の整備 及び晴海事業所の改修	(同	6,281千円)
4) 中央清掃工場余熱利用設備の整備	(同	715千円)
5) 晴海西小学校(仮称)及び 晴海西中学校(仮称)の整備	(同	82,071千円)

歳 出 (計) 1,811,868千円